

石川県バスケットボール協会U12部会

チームならびに選手の登録および移籍に関する事項

令和5年4月16日

1. 登録について

- ・ 本部会の事業に参加するチームならびに選手は、毎年度、石川県バスケットボール協会（以下「県バスケ協会」とする）に登録しなければならない。
- ・ 県バスケ協会への登録は、TeamJBAに登録し、かつチーム加盟費ならびに競技者登録料を納入することによって完了する。

(1) 競技者登録

① 条件について

- (ア) 競技者の主たる移住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること。
- (イ) 競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者をもって行える環境であること。

② 新規加入の手続き

- (ア) チーム責任者が、「競技者一括登録」によって行うことができる。
- (イ) 初めて競技者登録する場合、競技者登録番号は自動的に採番される。
- (ウ) 以前に別のチームで競技者登録をしていた選手が加入する場合は、以前登録していた競技者登録番号で登録すること。

③ 継続加入の手続き

- (ア) チーム責任者が、継続して「競技者一括登録」によって行うことができる。

2. 年度途中の新規登録

- ・ 年度途中に登録するチームは、本部会ホームページの申込フォームから事前に申請し、本部会長の承認を受けて、県バスケ協会に登録しなければならない。
- ・ 年度途中に登録する選手は、随時、TeamJBAに登録しなければならない。

3. 移籍について

- ・ 選手の移籍は、JBA「U12カテゴリ移籍運用細則」に準じて対応をしなければならない。

(1) 考え方について

① JBA基本規定における移籍の考え方(抜粋)

- (ア) 移籍は基本的に自由である。
- (イ) 移籍申請者は希望する競技者である。
- (ウ) 移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。

② U12カテゴリーにおける移籍の考え方

- (ア) 競技環境が得られず困っている選手を救済するため、『特別な事情』がある場合は移籍を認めるが、決して強化や勝利至上主義を促すものではありません。
- (イ) 上記の趣旨を踏まえて、指導者や保護者などの大人が意識を改め、育成に主眼を置いた運用をすること。

③ 移籍の運用について

(ア) 『特別な事情』とは、「転居」と「人間関係等のトラブル」とする。

- (イ) 「人間関係等のトラブル」とは、選手・指導者・保護者のそれぞれの間でおこったことを含む。
- (ウ) 強化を目的とした移籍は認めないことがある。
- (エ) 移籍回数の制限は行わないが、同じ環境で継続的に育成されることが望ましい。
- (オ) 一度、TeamJBAに登録した選手が他チームへ移動する場合は、移籍となるので、下記の手続きを行うこと。
- (カ) **登録の年度更新に合わせて所属を変更することも移籍とする。**

(2) 移籍の手続きについて

① 書面の手続き

- (ア) 競技者の保護者は、「U12移籍申請書」に必要事項を全て記入する。理由は選択する。
- (イ) 移籍元チーム・移籍先チームの代表者から承諾印をもらう。
- (ウ) 保護者が、「U12移籍申請書」に記入漏れがないかを確認して、システム上の手続きを行う。

② TeamJBAによる手続き

- (ア) 移籍元チームの責任者は、TeamJBA「チームメンバー一覧」より当該選手の「脱退申請」をしてください。
- (イ) 移籍先チームの責任者は、TeamJBA「メンバー代理登録申請」より当該選手の「追加登録」をしてください。
- (ウ) 登録(移籍)手続き完了後、大会に出場できる権利が得られます。ただし、移籍後の大会への出場の可否は、当部会の規定に従ってください。

(3) 大会出場について

- ・ 「石川県U12バスケットボール夏季大会」に出場する場合は、5月末までに移籍・登録を行わなければならない。
- ・ 「石川県U12バスケットボール秋季大会」、「石川県U12バスケットボール選抜大会」および「全能登U12バスケットボール大会宮田杯」、「加賀地区U12バスケットボール大会」に出場する場合は、8月末までに移籍・登録を行わなければならない。
それ以降の期間の移籍に関しては、出場は認めない。

(4) その他

- ・ 選手の移籍は、移籍元チームが所属する都道府県バスケ協会が定めた者が行い、移籍が承認された場合のみ認められる。

- ・ 移籍元チームが県外の場合は、当該チームが所属する都道府県バスケ協会間で情報共有の上、移籍元チームが所属する都道府県バスケ協会が定めた者が移籍の可否を判断する。
- ・ 移籍の可否を判断する者が当該チーム関係者の場合は、県バスケ協会が移籍の承認を行うものを別に定め、JBAU12カテゴリー部会事務局に報告する。
- ・ 移籍を希望する選手と保護者、もしくは当該チーム関係者は、事前に本部会ホームページのお問い合わせフォームにて相談すること。

U12_info@ishikawabasketball.jp